

北九州市卸売市場冷蔵庫棟整備に係る事業者公募等支援業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、北九州市卸売市場冷蔵庫棟整備に係る事業者公募等の支援を行う業務である。

本業務については、市場の荷を扱う冷凍・冷蔵倉庫の整備が可能な民間事業者を公募するにあたり、場内の施設配置や物流導線の検討、場内事業者との個別協議等を行う必要があるため、本市場の再整備検討に係るノウハウを有する特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

北九州市卸売市場冷蔵庫棟整備に係る事業者公募等支援業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 冷蔵庫棟整備に係る事業者公募支援

(ア) 冷蔵庫棟整備要件の整理

- ・募集対象区画（冷蔵庫棟整備候補地）の選定
- ・市場関係者の冷蔵庫利用ニーズの整理
- ・その他敷地・施設要件の整理

(イ) 民間事業者との個別対話による公募要件整理支援

(ウ) 個別対話等を踏まえた公募条件の整理・検討

(エ) 公募資料の作成

- ・募集要項
- ・実施要領
- ・要求水準書
- ・その他公募にあたり必要な資料 等

イ 市場関係者との協議、会議運営支援

(ア) 場内事業者との個別協議支援

(イ) 各部部会の運営支援

(ウ) その他各種会議の運営支援

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 卸売市場法第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場の再整備に係るあり方検討業務または基本構想・基本計画策定業務を履行した実績が3件以上あること。
- イ 国または地方公共団体が発注する公有地活用等に係る民間事業者公募支援業務を履行した実績があること。
- ウ ア、イについて、要件を確認できる書類及び応募者の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区西港町94番地の9
担当課名 産業経済局中央卸売市場
電話番号 093-583-2011 FAX 番号 093-583-2031

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年9月11日から令和8年9月30日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から11時15分まで

イ 受付担当課

（1）に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年9月11日から令和8年9月30日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局中央卸売市場次長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。